様式第７号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ4 とする。）

法第 11 条第２項の規定による認可申請書

年　　月　　日

公 正 取 引 委 員 会　殿

名　　称
代表者の役職　氏名
（代理人の住所　氏名）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 11 条第２項の規定により，議決権保有の認可を受けたいので，昭和 28 年公正取引委員会規則第１号第４条第２項に掲げる書類を添え，下記のとおり申請します。

記

１　申請の概要

(1) 申請会社に関する事項の概要

ふりがな			
名　称			
事務上の連絡先			
所在地	〒		
担当部署		担当者	
電話番号	－　　－		

(2) 株式発行会社に関する事項の概要

ふりがな			
名　称			
議決権保有の事由	号	法定限度を超えることとなった日	年　月　日

2　申請会社に関する事項

(1) 申請会社に関する事項

所在地	〒		
設立年月日	年　　月　　日	決算の時期	月
主たる事業			
その他の事業			
総資産（　　年　　月　　日現在）	百万円（現地通貨　　）		
資本金（　　年　　月　　日現在）	百万円（現地通貨　　）		
常時使用する従業員数（　　年　　月　　日現在）	人		

(2) 申請会社が外国会社の場合

国籍		設立準拠法	
日本国内に支店又は営業所がある場合，その名称及び所在地			

(3) 申請会社の商品又は役務の種類別の我が国における年間事業実績等

商品又は役務の種類	年間事業実績（　　年　　月期）	事業地域

3　株式発行会社に関する事項

(1) 当該株式発行会社の概要

所在地	〒	設立年月日 年　　月　　日	
資本金(　年　月　日現在)	百万円	総資産(　年　月　日現在)	百万円
主たる事業			
その他の事業			

(2) 株式発行会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績又は計画

商品又は役務の種類	年間事業実績・計画（　　年　　月期）	事業地域

(3) 申請会社と株式発行会社の関係

提出会社との関係	兼任役員数	株式発行会社の役員の総数
	人	人

(4) その他申請会社と株式発行会社の関係において特記すべき事項

4　議決権の取得又は保有に関する事項

(1) 株式発行会社の株式等に関する事項（　　年　　月　　日現在）

発行する株式数	株	総株主の議決権	議決権

(2) 申請に係る議決権の取得又は保有に関する事項

保有議決権数	議決権（　　位　　%）
保有経緯	
申請理由	
株式処分計画	

５　その他参考となるべき事項

記載上の注意事項（下記の項目の番号は，様式の項目番号による。）

１　申請の概要

(1) 申請会社に関する事項の概要

最近５年以内に名称を変更した場合は，旧名称を付記すること。

(2) 株式発行会社に関する事項の概要

ア　議決権保有の事由については，法第 11 条第１項ただし書各号のいずれの規定に基づく取得又は保有であるかを記載すること。

イ　株式発行会社の総株主の議決権の 100 分の５（保険業を営む会社にあっては，100 分の 10。以下「法定限度」という。）を超えて取得又は保有することとなった日を記載すること。

２　申請会社に関する事項

(1) 申請会社に関する事項

ア　所在地は，１(1)の事務上の連絡先の所在地と同じである場合は省略できる。

イ　総資産は，最終の貸借対照表による資産の合計金額を記載すること。また，資本金，総資産，総資産合計額については，百万円未満を切り捨てること。以下同じ。

ウ　資本金及び総資産欄の現地通貨については，外国会社のみ記載すること。

(2) 申請会社が外国会社の場合の記載事項

日本国内の支店，営業所等が複数ある場合は，主たる営業所を記載すれば足りる。

(3) 申請会社の商品又は役務の種類別の我が国における年間事業実績等

事業地域については，商品又は役務の種類別に事業の実態に即して，その範囲を具体的に記載すること。以下同じ。

３　株式発行会社に関する事項

(2) 株式発行会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績又は計画

２(3)に準じて記載すること。

(3) 申請会社と株式発行会社の関係

ア　申請会社との関係は，以下の選択肢の中から該当する記号を選択し，記載すること。複数の選択肢に該当する場合には，そのすべてを記載すること。

Ａ　株式発行会社と申請会社は，同種の商品又は役務を供給している（取引段階を異にする場合を除く。）。

Ｂ　株式発行会社は，申請会社から商品又は役務の供給を受けている。

Ｃ　株式発行会社は，申請会社に商品又は役務を供給している。

Ｄ　株式発行会社と申請会社は，同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。

Ｅ　株式発行会社と申請会社は，関連性のある異種の商品又は役務を供給している。

Ｆ　ＡからＥまでのいずれにも該当しない（具体的に記載すること。）。

イ　その他申請会社と株式発行会社の関係において特記すべき事項については，役員兼任以外の人的関係（派遣，出向等），業務に関する提携関係，特別の融資関係がある場合は，その内容を記載すること。

4　議決権の取得又は保有に関する事項

(2) 申請に係る議決権の取得又は保有に関する事項

ア　保有議決権数欄の（　）内は，申請会社の株主の順位及び総株主の議決権に占める割合を記載すること。

イ　保有経緯は，法定限度を超えて保有することとなった経緯について具体的に記載すること。

ウ　申請理由は，保有議決権が法定限度を超えた日から１年を超えて所有することが必要な理由を具体的に記載すること。

エ　株式処分計画は，法定限度を超えて保有する議決権に係る株式の処分計画を処分時期を含めて具体的に記載すること。